

答申第180号
平成28年5月13日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成28年1月8日神建北第2416号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「市長への手紙」について公開請求の拒否による非公開とした決定に対する不服申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

市長への手紙に対する回答における決裁済伺書の請求について、実施機関がその存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否した決定は妥当である。

2 異議申立の趣旨

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「当方（〇〇）からの市長への手紙について、担当部局は建設局及び北建設事務所下記送信に対する回答における決裁済伺書。

1. 平成 27 年 7 月 3 日送信
2. 平成 27 年 8 月 2 日送信 貴市 8 月 3 日受け

（建設局および北建設事務所は個別に回答してください。）

- (2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、公開請求の拒否による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定の取消しを求める異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 27 年 12 月 2 日受付の異議申立書及び平成 28 年 3 月 10 日受付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

市長への手紙（以下「手紙」という。）および公文書公開請求においては、住所、氏名、電話番号まで記入していることから請求者が同一人で、公開しない理由の個人の権利・利益を侵害する条項には該当しない。本件に関する「手紙」の回答は不十分ではあるが、文書の存在を明らかにする回答を受領しており、存否を認めないとするのはいずれの者を対象とするのか理解できない。

平成 27 年 7 月 3 日送信の「手紙」について 7 月 26 日時点で回答を得ていなかったため、同日通常の手紙の回答状況の期間を確認するため、督促のメールを送信すると、翌日の 7 月 27 日に手紙の担当部局よりも先に北建設事務所から返信があった。その回答については建設局長の決裁を得たことが平成 27 年 11 月 9 日付の回答（追加）において述べられている。このことから、平成 27 年 7 月 3 日の手紙については回答まで 3 週間を要しているのに、回答期間の照会の翌日に局長決裁を得たことが可能かが疑問で請求しているのであるから存否を不明にする事項には

該当しない。

局長決裁の有無を確認するため、決裁伺書において、決裁書作成日と決裁年月日、決裁欄の局長印またはサインの標記が記載されたもののみの公開で十分である。当方の訴えが神戸市の幹部に届いているかどうかを確認するため情報公開制度を利用した。市が指摘する「個人の権利利益を侵害するおそれ」がある箇所は従来からもマスキング処理で対応されている。また、「手紙」の一部は意見（要旨）と回答がネットで公開されている。条例の定めとされるが、本件を条例の条文を盾にして四角四面に構え非公開とするのは非常に市政の基本姿勢からして好ましくなく、存否を認めない非公開とした決定の再考を求める。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 28 年 2 月 5 日付けの非公開理由説明書、平成 28 年 2 月 26 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

「手紙」は、市民の皆さまが日常生活で経験し、あるいは感じている市政に関する様々な意見・提案を受け付け、実施機関がその対応方法を検討し、今後の市政の運営に活かしていく制度である。また、情報公開制度とは、実施機関が保有する情報を、地方自治の本旨に即した市政の実現に資するために、プライバシー情報等非公開情報を除き、公開請求のあった公文書を公開する制度である。この制度においては、何人でも請求できる一方で、本人からの請求であっても、条例の非公開事由に該当する場合には非公開の決定をするものである。一般に「手紙」を出しているという事実は個人情報であり、文書の存否を明らかにするだけで、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため本件決定に至った。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、申立人が平成 27 年 7 月 3 日、8 月 2 日に送信したとする「手紙」に対する回答における決裁済伺書の請求に対して、対象となる公文書の存否（以下「本件存否情報」という。）を明らかにしないで本件公開請求を拒否した本件決定が妥当であるか否かである。

以下検討する。

(2) 本件存否情報について

申立人によると、公開請求した公文書は、申立人本人が平成 27 年 7 月 3 日および 8 月 2 日に送信した「手紙」に対して建設局から回答を得たものであり、決裁済伺書の公文書が存在しなければならないことは明らかであるとしている。

(3) 市長への手紙について

市長への手紙は私信であり、市の広聴制度の一つとして、市民が日々の生活の中で気づいた、具体的で自由な意見・提案・苦情を手紙や E-mail などにより提出す

るもので、関係部局がその対応方法を検討し、市民に回答するとともに、今後の市政の運営に活かしていくものである。また、手紙で提出された意見・提案は、ホームページ等で要旨を紹介しているが、この場合、個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容は掲載しないことを前提にしている。

(3) 存否応答拒否について

ア 条例第 12 条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第 10 条各号に掲げる情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 請求の内容によっては、請求のあった公文書を非公開にするとしても、公文書を特定するだけで、個人の利益が害される場合が想定される。例えば、市立病院における特定個人の病歴情報など、非公開決定を行うとしても、該当する公文書を特定するだけで、特定個人が市立病院に受診している事実が明らかになるなど個人の権利利益が害されることとなる。

ウ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として保護されるべき情報が、公開請求に対して当該情報の公開若しくは非公開又は不存在のいずれの決定を行うとしても、当該文書の存否を答えることによって、これを公開した場合と同種の結果が生じ、保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものである。請求内容から推し量られる情報が条例上非公開として保護すべき情報に該当する場合には、非公開として応答することによって生じる上記イのような支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

エ 本件について言えば、特定個人が提出した市長への手紙に関連する公文書の請求であるが、仮に公開若しくは一部公開の決定を行った場合には、特定個人が市長への手紙を提出したという事実を明らかにすることとなる。また、不存在を理由とした非公開決定を行った場合には、特定個人が市長への手紙を提出したという事実がないという情報を明らかにすることになる。

そうすると、いずれの決定においても、特定個人の私信による意見や苦情等の要望活動の事実の有無を明らかにすることになることから、条例第 10 条第 1 号アの非公開情報に該当するものと認められ、本件請求に対して行った公開請求の拒否による非公開決定は妥当である。

オ なお、情報公開の制度上、公文書の公開・非公開等の判断は、請求者が誰であるのかを問わず、一律に判断されなければならない。存否応答拒否についても同様で、仮に特定個人に関する情報について当該本人から請求があった場合でも、制度上は、当該本人に対して存否の応答を拒否するものである。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成28年1月8日	—	* 諮問書を受理
平成28年2月5日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成28年2月26日	第294回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成28年3月18日	第295回審査会	* 審議
平成28年5月2日	第296回審査会	* 審議